

社会福祉法法人富士美

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富士美（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、別表1に定める額を上限として報酬を支給し、賞与を支給する。なお、理事については、理事長の命をうけ、法人業務及び施設業務にあたる場合に適用するものとする。
- (2) 非常勤役員等については、別表3に定める通り報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める上限額
 - (2) 賞与については、別表2に定める額
- 2 別表1に定める常勤役員等の報酬については、社会情勢及び決算状況等を勘案して減額し、または上限額を超えない範囲内で増額する場合がある。
- 3 別表2に定める常勤役員等の賞与については、職員賞与の算定の際の係数を用いて算出する。ただし、社会情勢及び決算状況等を勘案し、減額もしくは支給しない場合がある。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表3に定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等が、その職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、当法人の給与規定より、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

3 役員等には、当法人の旅費規程により、出張に要する旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日にあたる場合は、これらの前日とする。

（2）賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議などに出席した都度支給する。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び、本人から申し出があった積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 10 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(適用除外)

第 11 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等の報酬は、この規程を適用しない。

(公表)

第 12 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。また、改廃があった場合には理事会に報告するものとする。

(補足)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

別表1 常勤役員等の業務報酬

区 分	報 酬 の 上 限 額	
理事長業務報酬		
週5日の業務にあたる場合	月額	750,000
週4日の業務にあたる場合	月額	600,000
週3日の業務にあたる場合	月額	450,000
週2日の業務にあたる場合	月額	350,000

区 分	報 酬 の 上 限 額	
理事業務報酬		
週5日の業務にあたる場合	月額	350,000
週4日の業務にあたる場合	月額	250,000
週3日の業務にあたる場合	月額	200,000
週2日の業務にあたる場合	月額	150,000

別表2 常勤役員等の賞与

区 分	算 定 方 法
賞 与	報酬月額×職員賞与の算定に準ずる係数

別表3 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

区 分	報 酬 の 額
評議員会への出席	日額 10,000
法人業務のための出勤	日額 10,000

(2) 理事

区 分	報 酬 の 額
理事会への出席	日額 10,000
法人業務のための出勤	日額 10,000

(3) 監事

区 分	報 酬 の 額
監事監査指導報酬	日額 10,000
理事会への出席	日額 10,000
評議員会への出席	日額 10,000
法人業務のための出勤	日額 10,000